様式1-2

令和　　年　　月　　日

秘密保持誓約書

名古屋市長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者名 |  |

当社は、「名古屋国際会議場大規模改修事業」（以下「本事業」という。）に関し、秘密情報の取扱いについて、次のとおり誓約いたします。

１　当社は、機密情報の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにします。

２　当社は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守します。

３　当社は、秘密情報について、厳に秘密を保持し、いかなる場合においても、名古屋市（以下「市」という。）による事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩することはいたしません。

４　当社は、秘密情報を厳重に管理し、自己の役員又は従業員（本事業に関して秘密情報を知る必要がある者に限る。）に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員又は従業員が当該秘密情報を本事業の検討以外の目的に利用し、第三者に開示又は漏洩しないよう、厳重に指導及び管理します。

５　当社は、市の事前承認を得た上で、第三者に開示等した場合は、取得情報の取扱いに関し、当社が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させます。

　　当社は、機密情報の取扱いを伴う第三者からさらにほかの第三者に開示させません。

６　当社は、秘密情報について、市から指示又は許可された場合を除き、秘密情報を複写し、又は複製しません。また、秘密情報は、提案提出後（市都が別途求める場合は当該請求後）速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分します。

７　当社は、前項の規定に基づき守秘義務対象資料を切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分したときは、市に対し、市が定める期限までにその旨報告します。

８　当社が秘密情報を第三者に漏洩、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市と協議の上、当該秘密情報の回収等適切な処置を講じ、漏洩を最小限に留めるよう事後措置に最善を尽くすとともに市の指示に従い、再発防止に努めるものとします。また、当社が秘密情報を漏洩したことにより市に損害が生じた場合、当社はこれを賠償する責を負います。

９　当社は、本件に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を　周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わせます。

　　当社は、本件が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知します。

　　１０　本誓約書は、当社が本誓約書を提出した日から効力を有するものとし、市が秘密情報を特定して秘密保持義務を解除するまでは、本誓約書に定められる秘密情報の秘密保持の義務は継続するものとします。

以　上

本誓約書に係る定義

１　本誓約書における「秘密情報」とは、本事業に関する以下の各号に掲げる情報（口頭、書面及び電子媒体の別を問わない。）とします。

（１）本事業の一連の過程において、市から提供を受けた一切の情報

（２）本事業における意見交換内容等の情報

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報に該当しないものとします。

（１）市から取得する以前から既に公知であった情報

（２）市から取得する以前から既に当社が保有していた情報

（３）市から取得した後に、当社の責によらず公知となった情報

（４）市から取得した後に、当社が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報